明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令（総務一一）　一
○社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（財務一三）　二

〔告　示〕
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産五三五）　三
○道路に関する件
（関東地方整備局五〇～五二）　七
○道路に関する件
（北陸地方整備局一一、一二）　八
○自動車専用道路に関する件
（近畿地方整備局四七）　八
○道路に関する件（同四八、四九）　八
○道路に関する件
（中国地方整備局二二、二三）　八
○道路に関する件
（四国地方整備局二八～三一）　八
○都市計画に関する件（同三二）　八
○道路に関する件
（九州地方整備局三七、三八）　九

〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　九

〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十三年度平成二十三年十二月分）（財務省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家、外国監査法人等、基本測量関係事項関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
独立行政法人雇用・能力開発機構の平成二十三事業年度財務内容等、中日本高速道路株式会社工事開始、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　二〇
地方公共団体
行旅死亡人、高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の変更・指定保安検査機関の変更関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四〇

省令

○総務省令第十一号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二十九日

総務大臣　川端　達夫

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令（平成二十年総務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の表に次のように加える。

六　社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定（第五条第二項第四号において「ブラジル協定」という。）	ブラジル連邦共和国の領域内における就労先の登録番号

第五条第二項第四号の表に次のように加える。

七　ブラジル協定	ブラジル連邦共和国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況	
	その他の国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係るブラジル協定第一条1(d)に規定するブラジル連邦共和国の法令の適用状況	

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

○財務省令第十三号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二十九日

財務大臣　安住　淳

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の表に次のように加える。

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定（第五条第二項第四号において「ブラジル協定」という。）	ブラジル連邦共和国の領域内における就労先の登録番号